

(案)

千葉市手話言語の普及及び
障害者のコミュニケーション手段
の利用を促進する条例
逐条解説資料

令和7年 月

目 次

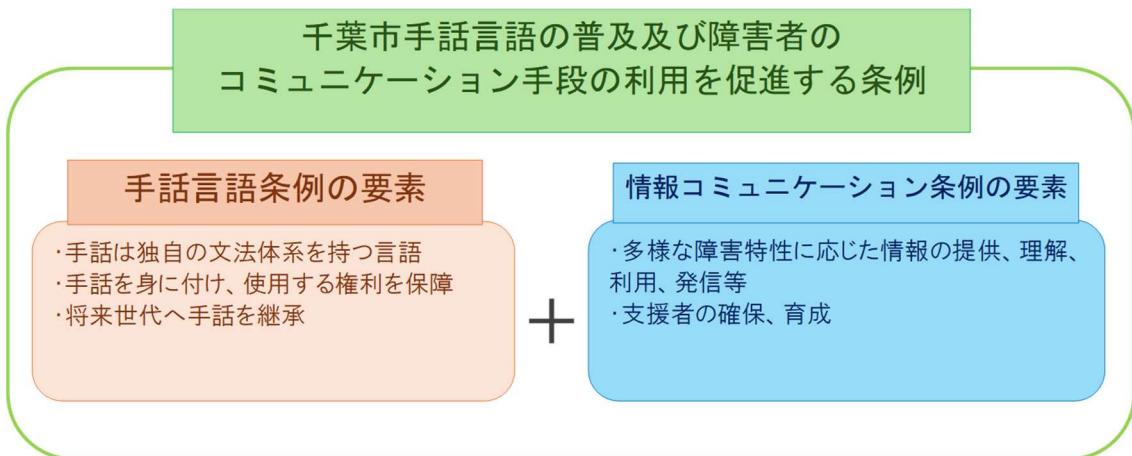
条例の概要	2
前文	3
第1条 目的	6
第2条 定義	7
第3条 基本理念	10
第4条 市の責務	11
第5条 市民等の役割	11
第6条 事業者の役割	12
第7条 施策の推進	13
第8条 財政措置	14
第9条 当事者等の意見聴取	14
第10条 公共施設等の啓発	15
第11条 学ぶ機会の提供	15
第12条 コミュニケーション支援の体制の整備	16
第13条 障害の特性に配慮した情報発信等	17
第14条 災害時のコミュニケーションの支援	18
第15条 委任	19
附則	19
参考資料	21

以下、特に断りのない限り、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を「本条例」といいます。

条例の概要

本条例は、手話が独自の文法体系を持つ言語であることを規定し、手話を身に付けて使う権利を保障し、将来世代へ手話を継承していくこと等を定める手話言語条例の要素と、多様な障害の特性に応じたコミュニケーション手段により、障害のある方が情報を十分に理解し、これを利用し、発信することができる環境の整備や、コミュニケーション支援者の確保及び育成について定める情報コミュニケーション条例の要素を併せ持つ体系となっています。

これによって、聴覚に障害のある方だけでなく、障害の特性によってコミュニケーションに支援を必要とする方を包括的に本条例の対象とし、手話言語の普及や様々なコミュニケーション手段の利用を促進し、障害の有無に関わらずお互いを理解し合い、助け合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。



条例内容の検討

本条例の内容については、千葉市障害者施策推進協議会において調査・審議を行いました。同協議会は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定に基づき設置する身体障害・知的障害・精神障害の当事者や関係行政機関、障害福祉や商業等の事業者、学識経験者で構成される合議制の協議会であり、本市における障害のある方に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査・審議を行っています。本条例についての調査・審議にあたっては、特にコミュニケーションに困難さを抱える方等として中途失調・難聴者、盲ろう者、重症心身障害児者の保護者や手話通訳者の代表者にも専門委員として参加していただきました。

協議会では、手話を言語として普及、促進する手話言語条例を単独で制定すべきとの意見と、手話以外にも様々なコミュニケーション手段がありそれが尊重される包括的な条例を制定すべきとの意見が出され、協議を重ねた結果、上記の条例の体系とする旨決定しました。また、視覚障害のある方がタッチパネルの普及などの情報技術の発展に取り残される懸念や、障害のある方の意思決定の重要性などについて、委員がそれぞれの立場から意見を出し合い、検討を重ねました。

前文

手話は、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語としてろう者の間で大切に引き継がれ、発展し、ろう者独自の文化を育んできた。しかしながら、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育における口話法の優位性が宣言されて以降、平成18年の国際連合における障害者の権利に関する条約の採択まで、手話は言語として認められてこなかった。我が国においても、長年にわたり同様の状況が続くなど苦難の歴史を経て、平成23年に障害者基本法（昭和45年法律第84号）が改正され、手話が初めて言語として位置付けられ、平成26年の同条約の批准に至った。我々は、その事実を正しく認識するとともに、手話言語を獲得し、又は習得し、及び使用する権利を保障し、普及促進に努めていく必要がある。

また、言語は、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるために不可欠なものである。障害者のコミュニケーションについては、手話言語、点字、要約筆記及び触手話など、様々な手段を利用する体制が整いつつあるが、いまだ十分に普及しているとは言い難く、多くの障害者が不安や困難を抱えている。令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）が施行され、地方公共団体に対して、情報技術の発展に応じた、より一層の施策の充実が求められている。

加えて、障害者のコミュニケーションの支援に当たっては、多様な障害の特性に応じた適切な支援が必要であることを認識する必要がある。例えば、タッチパネルの普及は視覚障害者には逆に不便となる場面が増えることなど、情報技術の発展は、障害の特性によっては必ずしも利便性の向上につながるものだけではない。また、聴覚障害者でも、人生の途中で障害を負い、手話ではなく要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者もいるほか、聴覚及び視覚の双方に障害がある盲ろう者など、障害の特性によって求められる支援は大きく異なる。

本市として、手話言語の理解や普及を促進し、将来世代へ継承するとともに、障害のある人のコミュニケーションの多様な手段を確保し、発展させることにより、障害の有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会を構築するため、ここに、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、制定の理念を強調する必要がある場合などに本則の前に設けられ、制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるものが多く、本市では、本条例のほか千葉市市民自治によるまちづくり条例、千葉市男女共同参画ハーモニ一条例、千葉市こども・若者基本条例、千葉市環境基本条例、千葉市自転車を活用したまちづくり条例及び千葉市議会基本条例に規定されています。

本条例は、手話言語の普及促進や障害のある方のコミュニケーション支援という、

障害のある方の基本的な権利の保障や、市民や事業者に求められる役割など、行政のみならず、本市にかかわるすべての方と共有していくべき重要な内容を規定していくが、各条文の内容を理解する前提として、その制定の背景や理念を踏まえることが必要です。

本条例では、前文に、条例を制定するに至った背景や本市が本条例を通じて目指すものを規定しています。

【解説】

1. 条例を制定するに至った背景

(1) 手話言語の普及促進と権利の保障

「手話言語」は、音声言語とは違う独自の体系をもつ言語であり、18世紀にフランスのド・レペ神父が開設したパリのろう学校でその歴史が始まったとされています。我が国においては、1878年、京都に初めてろう者のための学校が開設され、ろう者の中で広まっていた身振り手振りを日本語と結び付け、言語として体系づける取組みが始まったことを契機に、手話が確立されてきました。前文のとおり、手話は、ろう教育の場で事実上禁じられる時代が続き、長く言語として認められてこなかった苦難の歴史があります。こうした状況の中、ろう者の方々は、「手話言語」を大切に守り、現代へと受け継いできました。

また、言語とは、他者とコミュニケーションをとるための手段であるとともに、人々の暮らしや文化に根付き、その人のアイデンティティ（自分らしさ）を表すものもあります。令和7年6月18日に成立し、同月25日に公布・施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」（令和7年法律第78号。以下「手話施策推進法」といいます。）においても、ろう者の方々の中で手話により豊かな文化が創造してきたことに鑑み、手話文化の保存等が規定されています。ろう者の方々にとって、手話言語は、くらしに欠かすことのできないコミュニケーション手段であるだけでなく、自身のアイデンティティを表すものと言えます。

このように、前文で述べている手話言語の歴史や、ろう者がコミュニケーションにおいて抱える不安や困難な状況に加えて、アイデンティティの観点も踏まえ、手話言語の獲得、習得、使用する権利の保障や普及促進について、社会全体で取り組んでいく必要があります。

(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション支援

手話言語や点字、要約筆記（話の内容をその場で要点をまとめ、文字で伝えるコミュニケーション支援）、筆談等の障害のある方のコミュニケーション手段については、障害の特性に応じて様々な方法があり、支援のための体制が整えられつつあります。

また、近年、テレビ等のメディアにおいても、テレビ番組や動画に字幕や音声解

説情報（副音声）が付くなど、コミュニケーション支援の重要性は社会の中で浸透しつつありますが、いまだ十分とは言い難い状況です。

特に、手話通訳者や、視覚に障害のある方の外出に同行し移動の介助を行う同行援護サービスの従事者などコミュニケーション支援者のなり手不足や待遇の改善などについては、本条例の制定過程において多くの意見が寄せられました。

障害のある方のコミュニケーション支援においては、それぞれの障害の特性に応じた支援を行うという視点が重要です。前文に規定したとおり、近年、スマートフォンをはじめ駅や店舗等でもタッチパネルの普及が進んでいますが、視覚障害のある方にとっては必ずしも利便性の向上につながりません。スマートフォンの利用にあたっては、音声読み上げ機能などを使用して一定の情報を得ることはできますが、ウェブサイトのテキストの仕様や、画像、動画の内容を説明する代替テキストの有無などの状況によっては情報量が限られたり、閲覧はできても申し込み手続きや買い物などの契約手続きまでは難しかったり不安が伴ったりするなどの課題があります。また、店舗など居宅外では、タッチパネルに音声読み上げ機能がなければ周囲の助けが不可欠です。

また、手話通訳は、聴覚障害のある方のコミュニケーション支援として代表的なものですが、聴覚に障害のある方であっても、人生の途中で傷病等により聴覚を失ったり聞こえにくくなったりした「中途失聴者・難聴者」や、視覚と聴覚の両方に障害がある「盲ろう者」の方々の中には、手話を使用しない方も多いため、筆談や触手話（相手が表す手話を手で触れて読みとるコミュニケーション方法）等、それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段が必要です。

2. 本市が目指すこと

本市では、手話言語の理解や普及を促進し、将来世代へ継承するとともに、障がいのある方が障害の特性に合ったコミュニケーション手段を用いて情報を取得、理解、発信することができるよう多様なコミュニケーション手段を確保し発展させ、障害の有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の実現を目指します。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話言語の理解及び普及を促進するとともに、障害者が、情報を十分に取得し、理解し、及び利用し、円滑にコミュニケーションを図るための基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにし、計画的に施策を推進することにより、障害の有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会を構築することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の内容を総括的に示し、目的を規定しています。具体的には、

- ① 手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話言語の理解、普及を促進する
 - ② 障害のある方が、情報を十分に取得し、理解し、及び利用し、円滑にコミュニケーションを図れるようにする
- ための、基本理念を定め、市の責務、市民等及び事業者の役割を明確にするとともに、計画的に施策を推進することによって、障害の有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指します。

【解説】

- (1) 手話は日本語などの音声言語と違い、手指や表情等を使って視覚的に表す独自の文法体系を持つ言語であり、音声言語が音声や文字で表現するのに対し、手話は手指の動きや表情等で表現する点や、話す際の語順などが音声言語と異なる特徴として挙げられます。手話言語の理解・普及にあたっては、手話言語が、文字情報で完全には代替できない独自の言語であることを正しく認識する必要があることを記載しています。
- (2) コミュニケーション支援には、行政や、通訳など専門性の高い支援者だけでなく、市民や事業者など社会全体で取り組んでいく必要があることから、本条例では市、市民等、事業者それぞれの役割を明らかにしています。
- (3) 目的の達成に向けて市、事業者、市民等が協力して取り組んでいくための指針となる基本理念と、市が計画的に施策を推進することを本条例に規定します。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者をいう。
- (5) 手話言語 手指、体の動き及び表情を使って、視覚的に表現する言語をいう。
- (6) ろう者 聴覚障害がある者であって、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- (7) 盲ろう者 聴覚障害及び視覚障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (8) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、心を通わせて理解し合うことをいう。
- (9) コミュニケーション手段 手話言語、要約筆記、筆談、音訳、点字、指点字、触手話、手のひら書き、代筆・代読、平易な表現を用いた文章や絵図等、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等情報機器その他の障害者が情報を取得し、及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用するものをいう。
- (10) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者その他の障害者が情報を取得し、及びコミュニケーションを行う際に必要な支援を行う者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例で用いる重要な言葉の一部について、それぞれの定義を規定しています。

【解説】

(1) 障害者

「障害」の捉え方は、医学的視点、社会的視点など様々な捉え方がありますが、ここでは、「障害者」を障害者基本法（昭和45年法律第84号）にならい、「障害及び社会的障壁により継続的に又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と定義しました。「障害」とは、本人の心身の状況のみに起因するものではなく、社会環境が整っていないことによっても生ずるものと捉えています。

(2) 社会的障壁

障害のある方が生活を送る中で、社会のハード面やソフト面のあり方が原因で起きる様々な困難さのことを指し、本号では、障害者基本法と同様に「社会的障壁」を「障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義しました。「社会における事物」とは、利用しにくい施設、設備など、「制度」とは利用しにくい制度など、「慣行」とは障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など、「観念」とは障害のある方への偏見などを指しています。

(3) 市民等

本市域でコミュニケーションを行う人は、市民だけでなく、市外から仕事や学校、余暇活動、観光など多様な目的で市を訪れる人や、交通機関等を使用して市域を通過する人もいるため、本条例の対象となる人の範囲を明確にしています。

(4) 事業者

人以外にコミュニケーションの主体となる商業その他の事業者を本条例の対象とします。営利を目的としない地域活動やサークル活動を行う団体も含まれます。

(5) 手話言語

手話は、物の名前や概念などを、手の形、位置、動きをもとに、表情も活用して表現する非音声言語で、日本語などの音声言語と並ぶ言語です。視線や首の傾きなど顔の動作が感情表現だけでなく文法要素となることもあります。使役、疑問、条件などの文法的な意味を持たせることができるなどの特徴があります。

(6) ろう者・(7) 盲ろう者

聴覚に障害がある方については、聴力を失った時期や使用する言語、コミュニケーション手段などにより、本条例では以下のように整理します。

呼称	定義	コミュニケーション手段の例
ろう者	聴覚障害がある者であって、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営む方	手話言語
中途失聴	人生の途中で聴覚障害を負い、補聴器の	筆談、要約筆記

者・難聴者	ほか、要約筆記や筆談などを主に使用する方	
盲ろう者	聴覚障害及び視覚障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方	触手話、指点字、手のひら書き

(8) コミュニケーション

本条例では、障害の有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会を構築することを目的としており、そのための「コミュニケーション」は、単なる情報の伝達に留まらず、心や気持ちを通わせ合うことも重要であることから定義しました。

(9) コミュニケーション手段

コミュニケーション手段には、通訳や支援者を介して行うものや、点字、様々な情報機器等があり、今後、技術の進歩によって新たな手段が登場する可能性もあります。

(10) コミュニケーション支援者

コミュニケーション支援者には、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、代筆・代読支援者など様々な種類があります。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 市、市民等及び事業者（以下「市等」という。）は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、聴覚障害者、その家族その他手話言語を身に付けたいと思う者が手話言語を獲得し、又は習得し、及び使用する権利を尊重し、手話言語の理解の促進及び普及を目指すとともに、将来世代へ手話言語を継承していくものとする。

- 2 市等は、障害者の障害の特性に応じた手段によって情報を提供することにより、障害者が情報を取得し、十分に理解し、選択し、意思決定ができることが保障されるようそれぞれの責務又は役割に応じた環境の整備に努めるものとする。
- 3 市等は、障害者がその障害の特性に応じた手段により情報の発信を行い、自身の意思を表明できることが保障されるようそれぞれの責務又は役割に応じた環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、前文や第1条で述べた、本条例の目的を達成するにあたっての根幹となる考え方である基本理念を定めています。

【解説】

(1) 第1項は、本条例の目的の一つである「手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話言語の理解、普及を促進すること」の達成に向けて取り組むにあたり、手話言語に対する認識や取組みの姿勢を規定しています。

なお、生まれつき又は音声を獲得する前から聞こえない、聞こえにくい方であっても、手話言語以外のコミュニケーション手段を選択する方や、医師等専門職と相談したうえで、人工内耳により音声の獲得を望む方もいます。どのようなコミュニケーション手段や言語を使用するかは、本人と家族の自己決定に委ねられるものであり、そのための情報と選択肢を提供することが求められます。

(2) 第2項と第3項は、本条例の目的の一つである「障害者が、情報を十分に取得し、理解し、及び利用し、円滑にコミュニケーションを図れるようにすること」の達成に向けて取り組むにあたり、基本的な考え方を規定しています。

特に、コミュニケーションは人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、心を通わせて理解し合うものであることから、情報を取得、理解できるだけでなく、自身で考えて意思決定し、それを表明できることが重要です。

また、発達障害や高次脳機能障害、難病など従前からの障害区分にはあてはまりにくい障害や、重症心身障害など複数の障害が重複した重度障害なども含めて、様々な障害のある方と、その障害の特性に応じた手段を使ってコミュニケーション

が行えるよう一層の環境整備を進める必要があります。

第4条 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、手話が言語であるということの理解の促進、手話言語の普及、手話言語を獲得し、又は習得し、及び使用する権利が守られる環境の整備並びに障害者のコミュニケーションの支援に係る施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的達成に向けて取り組むにあたり、市の責務を規定したものです。

【解説】

市は、以下に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進します。

- ・手話言語の理解促進及び普及と、手話言語を身につけ使う権利が守られる環境を整備するための施策
- ・障害のある方のコミュニケーション支援に関する施策

これらの施策については、福祉部局だけでなく、全庁を挙げて、市民や事業者の皆様にも協力していただき取組みを推進します。

また、手話言語の理解、普及の促進や、障害に応じた手段によってコミュニケーションを円滑にとれるよう環境整備を進めるためには、障害の理解促進や人材育成なども重要です。千葉市障害者計画において、必要な施策を定め、計画的に取り組んでいきます。

第5条 市民等の役割

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自己の障害の有無にかかわらず、基本理念に対する理解を深め、障害者が情報を取得し、及び利用することの重要性を認識し、市の施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、「障害の有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会」を実現するために、市が本条例に基づいて施策を推進するにあたって、市民等に期待される役割を規定しています。

【解説】

- (1) 障害の有無にかかわらず円滑なコミュニケーションをとれるようにしていくた

めには、その地域でくらし又は活動し、文化の振興や自治等を担う主体である市民等の協力が不可欠です。そのため、本条では、市民等の努力義務を規定しました。

- (2) 「市民等」には、障害のある方も含まれます。障害のために何らかの支援を必要としている方も、社会活動の主体であり、本条例に基づく施策を進めるにあたって重要な主体です。第6次千葉市障害者計画では、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会の構築を目指すことを基本理念とし、障害の有無に関わらず、その能力を発揮して社会で活躍することを目指しています。
- (3) 市民等による具体的な取組みについては、次条で規定する事業者の取組みと同様に、障害の特性に応じたコミュニケーション手段による支援の重要性を認識し、行動することが求められます。一人一人の少しの行動の積み重ね、例えば、白杖を手にした方やヘルプマークを付けた方が立ち止まって周囲を見回していたら、「何かお困りですか」と声をかけたり、駅や周辺施設のスタッフに伝えるといった行動を一人一人が実践することで、社会全体のコミュニケーションが円滑になることが期待できます。

市は、障害のある方がどのようなことに生きづらさを感じ、どのような支援を必要としているのか等障害の理解や取組みの必要性などについて周知啓発に努めていきます。

第6条 事業者の役割

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害者が情報を取得し、及び利用することの重要性を認識し、障害者に対し必要かつ合理的な配慮をするほか、市の施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者に求められる合理的配慮や、市が本条例に基づいて施策を推進するにあたって、事業者に期待される役割を規定しています。

【解説】

- (1) 令和6年に改正された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）において、事業者の合理的配慮が義務化されたことからも言えるように、障害のある方のコミュニケーション支援において、地域社会で障害のある方の日常生活や経済活動、就労等の社会生活に関わる事業者の役割は重要です。そのため、本条では、事業者による合

理的配慮と努力義務について規定しました。

(2) 障害者差別解消法第8条において、事業者には、障害のある方からの申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある方に対し必要かつ合理的な配慮を提供する義務が課されています。合理的配慮の一環として、事業者には以下のような配慮が求められます。

例)・聴覚障害がある方への筆談対応

- ・視覚障害がある方に対する音声での情報提供
- ・地域の会合等において、障害のある方が自身の意見を述べられる機会の提供

(3) 事業者による取組みについて、具体的には、商業施設やサービス提供事業所等において、障害のある方が利用する際に、(2)に例示したような合理的配慮を提供するほか、従業員に対するコミュニケーション支援に係る研修の実施等が考えられます。

第7条 施策の推進

(施策の推進)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するものとする。

- (1) 市民等及び事業者に対する手話が言語であるとの理解の促進、手話言語を獲得し、又は習得し、及び使用する権利が守られる環境の整備、手話言語の普及促進並びに手話言語の将来世代への継承
- (2) コミュニケーション手段の充実及び活用並びに障害者がその障害の程度にかかわらず障害のない者と同様に情報を取得し、理解し、及び自分の意思を自由に表明できる環境の整備
- (3) コミュニケーション支援者の育成
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第3条に規定する基本理念を達成するために必要な事項

【趣旨】

本条は、本条例の基本理念に基づき、市が取り組む施策について定めています。

【解説】

基本理念に基づく取組みの根幹となる施策を定めています。

コミュニケーション支援者の育成については、手話通訳などの支援を行う際、支援者は、単に言葉を置き換えるだけでなく、支援を受ける方の育った環境や現在の状況などの背景も踏まえ、どのような言葉で伝えることが適切か考慮して行うことが求められま

す。情報技術が発展を続ける現代にあっても、手話通訳者をはじめとしたコミュニケーション支援者の育成は重要であり、市は引き続き育成に取り組んでいきます。

第8条 財政措置

(財政措置)

第8条 市は、前条に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が、第7条に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を行うことについて規定しています。

【解説】

既存の事業を拡充し、また、新たに事業を開始する必要がある場合は予算の確保など財政上の措置が必要であり、必要な財源の確保に努めていきます。

第9条 当事者等の意見聴取

(当事者等の意見聴取)

第9条 市は、第7条に規定する施策の実施の状況を確認するために、障害者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聞く必要がある場合は、協議会（千葉市障害者施策推進協議会条例（平成4年千葉市条例第14号）第1条に規定する協議会をいう。）に諮るものとする。

【趣旨】

本条は、本条例に基づく施策を計画的かつ効果的に実施するため、施策の実施状況の確認の必要がある場合に、協議会（平成4年千葉市条例第14号千葉市障害者施策推進協議会条例第1条に規定する協議会）に諮り、障害のある方、学識経験者その他の関係者の意見を聞くことを定めています。

【解説】

障害者基本法第10条第2項において、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。」と規定されており、本条例に基づく施策の実施にあたっては、障害のある当事者や、専門的な知見を有する関係者等に意見を聞く必要があります。

本市では、同法第36条に基づき障害のある方や学識経験者その他の関係者で構成さ

れる「千葉市障害者施策推進協議会」を設置していることから、施策の実施状況の確認にあたっては、この協議会に諮り、委員の意見を聴くこととしています。

第10条 公共施設等での啓発

(公共施設等での啓発)

第10条 市は、公共施設等において、市民等及び事業者に対し、手話言語への理解及び普及を促進させ、並びにコミュニケーション手段の利用を促進させるために、積極的な啓発に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民等や事業者が手話言語の理解、普及とコミュニケーション手段の利用を促進するため、市が、公共施設等において市民等及び事業者に対し啓発を行い、公共施設にも協力を求めるについて定めています。

【解説】

本条例の目的を達成するためには、市だけでなく、市民等や事業者が基本理念について理解を深められるよう、本条例の内容や、各主体に具体的に期待される取組みについて啓発を行う必要があります。

市民等や事業者に対し、障害のある方のコミュニケーション支援に係る本市の施策への協力を呼びかけるにあたっては、市が率先して取り組むとともに、それぞれの公共施設等においても、職員一人一人が能動的にコミュニケーション支援を行う環境を醸成し、施設の利用者への啓発の取組みを進めていく必要があります。

本条における「公共施設等」とは、主に市民等が多く利用する、市役所、区役所、保健福祉センター、総合保健医療センター、公民館、図書館、スポーツ施設等を指します。これらの施設において、市民等や事業者に対する周知、啓発の取組みを実施することとしています。また、これらの施設を管理運営する指定管理者等に対して積極的な取組みを求めていきます。

具体的な取組みとしては、窓口への筆談ボードの設置や耳マークの掲出、手話や点字などコミュニケーション支援に係る市民向け講座の実施などが挙げられます。

第11条 学ぶ機会の提供

(学ぶ機会の提供)

第11条 市は、障害者、コミュニケーション支援者、学校等及びこれらに関係する団体と協力して、市民等及び事業者が手話言語及び障害者が円滑にコミュニケーションを図るための支援について学ぶ機会の提供に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が、市民等や事業者に対し、手話言語及び障害のある方のコミュニケーション支援について学ぶ機会を提供することについて定めています。

【解説】

(1) 「学ぶ機会」とは、手話言語とは何か、障害特性に応じて必要なコミュニケーション支援の方法、支援の前提となる障害への理解などを学ぶ機会であり、具体的には公共施設や学校等における講演や講座、企業や団体等と協力して行う研修等を想定しています。市は、これらを開催したり、もしくは市以外の活動主体の開催を支援することによって、学ぶ機会の提供に努めます。

手話言語については、手話施策推進法において、国及び地方公共団体は、手話を必要とする子どもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期や学校の授業及びその他の教育活動において、子どもの心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供や、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供など必要な措置を講ずることとされています。

(2) 学ぶ機会の提供にあたっては、障害当事者、手話言語の普及や障害のある方のコミュニケーション支援者、教育関係者等と協力して取り組むこととしています。取組みにおいては、障害のある方との交流や、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション手段のレクチャー及びこれらを用いたコミュニケーションの体験等、単なる知識や技術の習得にとどまらない、相互理解に資するものとなるよう努めます。

第12条 コミュニケーション支援の体制の整備

(コミュニケーション支援の体制の整備)

第12条 市は、ろう者に対し、行政手続等に必要なコミュニケーションのための支援を行うため、市内の行政手続を行う窓口等に手話通訳者を設置するものとする。

2 市は、障害者が社会生活を送る上で支援を必要とする場面での手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者及び代筆・代読支援者の派遣その他のコミュニケーション手段を提供する体制の整備及び充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、代筆代読支援者の派遣その他のコミュニケーション手段を提供する体制を整備することについて定めています。

【解説】

(1) 第1項は、ろう者のための手話通訳者の設置について規定しています。

本市では、各区保健福祉センターと市役所に手話通訳者を設置しており、ろう者が窓口に来所した際に職員とのコミュニケーションを支援するほか、日常生活の困りごとの解決のための窓口紹介なども行っています。また、パソコンを活用した遠隔手話通訳を実施しており、手話通訳者が不在の窓口であってもコミュニケーション支援を受けられる体制を整備しています。

(2) 第2項は、主に手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、代筆・代読支援者などの派遣による支援について規定しています。

本市では、関係団体との協力により手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施しており、通院や就職活動等の場面におけるコミュニケーション支援を行っています。また、千葉県・船橋市・柏市と共同で盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を実施しています。

代筆・代読支援者は、視覚に障害のある方に代わって書類や手紙等を作成したり、読み上げる支援者であり、本条例の制定を契機に、新たに取組みを進めます。

「その他のコミュニケーション手段を提供する体制の整備・拡充」の例としては、コミュニケーション支援者の養成が挙げられます。本市では、手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員の養成講座等を実施しています。今後、既存の養成事業の見直しや拡充を行うほか、新たに代筆・代読支援者の養成などに取り組みます。

第13条 障害の特性に配慮した情報発信等

(障害の特性に配慮した情報発信等)

第13条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに取得できるよう、コミュニケーション手段を使用して市政に関する情報を発信するとともに、行政手続に情報技術を活用するときは、障害者に対し、情報機器等の利用の支援を行うほか、情報機器等を利用することが困難な障害者に対して代替手段を確保する等、障害の特性に配慮して情報の発信等に取り組むものとする。

【趣旨】

本条は、市が情報を発信したり行政手続にICT機器などを活用するときは、障害のある方のコミュニケーションに支障がないよう障害の特性に配慮することについて定めています。

【解説】

(1) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4年法律第50号)では、障害のある方が、障害のない方と可能な限り同じ内容、同じ時点で情報を取得できることが求められています。特に、市政

の情報は、市民の安全・安心に関わる情報など生活に不可欠なものであることから、障害の有無によって情報の内容や取得時期に差がなくなるよう、障害の特性に応じて適切なコミュニケーション手段を用いて発信することを定めています。

また、市主催の行事、イベント等、広く市民等の参加が想定される場では、手話通訳や要約筆記などの設置ができるよう取組みを進める必要があります。

- (2) 近年の情報技術の発展により、行政手続のオンライン化が進んでいますが、例えば、タッチパネルの普及によって、視覚情報が得られないために視覚に障害のある方が様々な場面で困難を感じている状況も生じています。情報技術を活用する際は、様々な障害特性に配慮した取組みを併せて実施する必要があります。例えば、市主催のイベントへの参加申込みをオンラインで受け付ける場合には、イベント日時や内容などの情報を読み上げ可能なテキストで掲載したり、障害の特性によって情報機器の操作が困難な方のために、書面や電話での申込みも受け付けるなどの対応が考えられます。
- (3) 情報機器等の利用支援について、本市では、視覚に障害のある方を対象にパソコンやスマートフォンの操作訓練を実施するほか、聴覚に障害がある方が遠隔手話通訳を介して電話で話すことができる「電話リレーサービス」の周知、拡大読書器や重度障害者意思伝達装置等日常生活用具の給付等を行っています。

第14条 災害時のコミュニケーションの支援

(災害時のコミュニケーションの支援)

第14条 市は、災害の発生時において、障害の特性に応じた災害の発生及び避難に係る情報の発信を行うこと、並びに避難所等における障害者の円滑なコミュニケーションが図られるよう、障害者の障害の特性に応じた支援の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が、災害の発生及び避難に係る情報を発信する際は、障害のある方の生命と安全を守るために、情報を速やかに、かつ正しく理解できるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いるとともに、避難所等における障害のある方のコミュニケーション支援を行うことについて定めています。

【解説】

- (1) 地震や台風など災害の発生や避難に関する情報は、市民の安全や生命に関わるものであるため、速やかに、正しく理解できるように発信する必要があります。特に、障害のある方は、その障害の特性によって必要な支援なしでは情報の取得や理解が十分にできない場面が多くあるため、災害が発生したことに気づくのが遅れたり、避難場所への移動に困難が伴ったりすることが想定されます。

市は、防犯情報・防災情報・気象情報等をメールで受け取ることができる「しばし安全・安心メール」や、災害時緊急情報（避難指示や津波警報など）を電話やFAXで受け取ることができる「電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス」、その他SNS等も活用して、聴覚や視覚に障害のある方などへの防災情報の提供に取り組んでいますが、引き続き、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いた情報発信に努めています。

- (2) 災害の発生時には、避難所には多くの人が集まりますが、障害のある方が避難していることも想定されるため、避難所運営には、障害の特性に応じたコミュニケーション支援を行うという視点が必要です。本市では、各避難所に、絵図で心身の状況や必要な支援を伝えるためのコミュニケーションボードを設置しています。また、本条例の制定を契機に、筆談ボードの設置を進めます。
- (3) 災害時に円滑なコミュニケーションをとるためには、地域で暮らす市民一人一人が、普段から障害の特性に応じたコミュニケーション支援について理解し、実践していることが重要です。市は、障害のある方とない方が一緒に防災訓練を行う機会を設けるなど、コミュニケーション支援の重要性を伝え、災害が起きた際に、地域の中で助け合うことができるよう市民意識の醸成に取り組みます。

第15条 委任

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例を施行するにあたって必要な事項は、市長が別に定めることを規定しています。

【解説】

本条例に規定された内容を具体的に実現していくために必要な施行規則等は、別に定めます。

附則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本項は、本条例の施行期日を規定しています。

【解説】

本条例の施行期日は、公布の日であることを規定しています。令和7年6月27日に公布・施行されました。

【参考資料】

○障害者の権利に関する条約（抜粋）

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機會

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。

(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを

障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵

害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとなるいよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのつとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する关心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

- 2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的

な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

（医療、介護等）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たつては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

- 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようするため、必要な施策を講じなければならない。

ない。

- 4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たつては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

- 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たつては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

(障害者政策委員会の設置)

第三十二条 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 障害者基本計画に関し、第十一條第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

（政策委員会の組織及び運営）

第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

- 3 政策委員会の委員は、非常勤とする。

第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一條第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き

障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
 - 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一條 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則 (主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管す

る大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととをすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

(令和4年法律第50号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようすること。
- 二 全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。
- 三 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようすること。
- 四 デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようすること。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、障害者による情報の取得及び利用並

びに意思疎通に係る施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(障害者等の意見の尊重)

第八条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等との関係)

第九条 政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

2 政府は、障害者基本法第十三条の規定により国会に提出する報告書において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況が明らかになるようにするものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(障害者による情報取得等に資する機器等)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務（以下の条及び第十五条において「障害者による情報取得等に資する機器等」という。）の開発及び普及の促進を図るため、障害者による情報取得等に資する機器等に関し、開発及び提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者又はその介助を行う者（次項及び第三項において「障害者等」という。）に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、障害者等が障害者による情報取得等に資する機器等の利用方法を習得することができるようするため、障害者による情報取得等に資する機器等の利用に関し、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員、障害者による情報取得等に資する機器等を開発し又は提供する者、障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

(防災及び防犯並びに緊急の通報)

第十二条 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策)

第十三条 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者（第十五条において「意思疎通支援者」という。）の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、交通施設（移動施設を含む。）を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者が行う障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通のための取組を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者からの相談及び障害者に提供する情報)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者からの各種の相談に応ずるに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ができるよう配慮するものとする。

2 国及び地方公共団体は、障害者に情報を提供するに当たっては、その障害の種類及び程度に応じてこれを行うよう配慮するものとする。

(国民の関心及び理解の増進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、障害者による情報取得等に資する機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。
- 二 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。
- 三 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者基本計画等との関係）

第四条 政府が障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

（財政上の措置等）

第五条 政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

（手話を必要とするこどもの手話の習得の支援）

第六条 国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とす

るこども及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、手話を必要とすることもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次条において同じ。）の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、手話を必要とすることも手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校における手話による教育等）

第七条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用することもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用することもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、手話を使用することもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（大学等における配慮）

第八条 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条において同じ。）において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（職場における環境の整備）

第九条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者を雇用し、又は雇用しようとする事業主における手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における生活環境の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の手話の習得の支援)

第十一條 国及び地方公共団体は、第六条に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行うまでの困難を有することとなった者であって手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(手話文化の保存、継承及び発展)

第十二条 国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十三条 国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(手話の日)

第十四条 国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設ける。

- 2 手話の日は、九月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十五条 国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な待遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第十六条 国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流の推進)

第十七条 国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十八条 国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。